

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

<p>71 70 69 1 ↳ ↳ 116 乳糖 乳糖 (略) 水和物</p>	<p>改正後</p>
<p>71 70 69 1 ↳ ↳ 116 無乳糖 乳糖 (略) 水和物</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)